

山口県報

令和3年
1月26日
(火曜日)

目次

- 規則
山口県会計規則の一部を改正する規則(会計課)……………一
- 物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則の一部を改正する規則(会計課)……………一
- 告示
特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しなればならない区域の指定(環境政策課)……………二
- 漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意(農林水産政策課)……………二
- 河川区域の変更による廃川敷地等(河川課)……………二
- 公告
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………二
- 教委公告
青少年自然の家に係る指定管理者の指定……………三



山口県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年一月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第七号

山口県会計規則の一部を改正する規則

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「をして」を「の氏名を」に、「署名又は押印させる」を「記載する」に改める。

第六十二条第二項及び第四百三十三条中「記名押印して」を「記名して」に改める。

第五十八条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第五号中「記名押印」を「記名」に改める。

第二百五十三条第二項及び第二百五十五条第二項中「署名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

別記第五号様式、別記第八号様式、別記第十号様式、別記第十一号様式の表及び別記第十五号様式の表中「㊟」を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の山口県会計規則第百五十八号第五号の規定は、この規則の施行の日以後に行われる公告その他契約の申込みの誘因に係る入札について適用し、同日前に行われた公告その他契約の申込みの誘因に係る入札については、なお従前の例による。

物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年一月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第八号

物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則の一部を改正する規則

物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成七年山口県規則第百五十九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第十四条」を「第十三条」に改める。

第七条第一項中「第十五条第一項」を「第十四条第一項」に改める。

第十条を削り、第十一条を第十条とし、第十二条から第十六条までを一条ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第二十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和三年一月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 形質変更時要届出区域
周南市開成町四五五の四の一部
- 二 特定有害物質の種類
クロロエチレン、四塩化炭素、一・二ジクロロエタン、一・一・一ジクロロエチレン、一・二・一ジクロロエチレン、一・三・一ジクロロプロペン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、一・一・一トリクロロエタン、一・一・二トリクロロエタン、ふっ素及びその化合物、ベンゼン並びにほう素及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第五十八条第五項第十号から第十三号までの規定への該当
- 土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

山口県告示第二十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第八十条第二項の規定による同意があったと認めた。

令和三年一月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

区	域	区	分
奈古区域		総トン数十トン未満の漁船により行う漁業及び小型定置網漁業以外の漁業	

山口県告示第二十六号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。
その関係図面は、山口県土木建築部河川課及び周南土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年一月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 河川の名称
切戸川水系切戸川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日
令和三年一月二十六日
- 三 廃川敷地等の位置
下松市新川四丁目一三八三番二二
- 四 廃川敷地等の種類及び数量
土地 一四四六・五六平方メートル



(三三) 開発行為に関する工事の完了
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和三年一月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
熊毛郡田布施町大字麻郷字竹屋
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
周南市御影町一番一号
株式会社トクヤマ

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
熊毛郡平生町大字平生村字坂ノ下三ノ割
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号
株式会社コスモス薬品



公 告

青少年自然の家に係る指定管理者の指定

山口県青少年自然の家条例（昭和四十九年山口県条例第三号。以下「条例」とい
う。）第九条第一項の規定により、青少年自然の家に係る指定管理者を次のとおり指定
しました。

令和三年一月二十六日

山口県教育委員会

一 指定管理者に管理を行わせる青少年自然の家の名称及び位置

名 称	位 置
山口県油谷青少年自然の家	長 門 市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社F E E L 下関市貴船町二丁目一四番二八号

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更するこ
と。

(三) 条例第五条の許可をすること。

(四) 条例第七条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこ
と。

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる青少年自然の家の名称及び位置

名 称	位 置
山口県秋吉台青少年自然の家	美 祢 市
山口県十種ヶ峰青少年自然の家	山 口 市
山口県由宇青少年自然の家	岩 国 市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人山口県ひとづくり財団 山口市秋穂二島一〇六二番地

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更するこ
と。

(三) 条例第五条の許可をすること。

(四) 条例第七条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこ
と。

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間

令和三年一月二十六日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁